

低コスト・省力化生産体制確立事業実施要領の運用について

制 定 令和 8（2026）年 4 月 1 日 生振第 157 号

第 1 事業の一般的な留意事項について

- 1 事業は、「補助事業執行の手引」（令和 8（2026）年 4 月栃木県農政部発行）に基づいて、適切に行うこととする。
- 2 事業実施主体が事業実施後に農地所有適格法人を設立した場合は、農業振興事務所に組織の定款を提出するとともに、本事業により整備した機械の法人化後の組織への譲渡や長期間の貸付け等について財産処分の承認申請を行い、遅滞なく農業振興事務所の承認を受けること。
- 3 次のことに留意して事業を実施するものとする。
 - (1) 過去の補助事業で施設・機械の導入実績がある場合、その事業の成果目標を達成していること、または達成の見込みが確実であること。
 - (2) 補助対象とする機械は、原則として耐用年数が 7 年以上のものとし、同規模・同能力への更新、過去に補助事業で導入した機械の更新は対象としない。
 - (3) 原則として、ソフトウェアのみの製品、水田農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いもの（自動操舵機能のない GPS ガイダンス装置等）、事業実施主体の財産以外に影響を与えるもの（土地改良区財産の水路やポンプに取り付ける制御装置等）は補助対象としない。
 - (4) 原則として事業費が 50 万円未満（1 ヶ所または 1 台当たり）の機械は補助対象としない。

第 2 事業の採択について

県は、事業実施前に本事業についての公募を行い、提案の把握に努めるとともに、提案合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により配分するものとする。

- (1) 地域農業を牽引する大規模経営モデル確立事業に位置づけられた農業者や、低コスト実践展開事業の事業実施主体を優先的に採択する。
- (2) 事業の提案（計画）について、事業実施主体ごとに、別表の配分基準表に基づき、配分基準ポイントを算出する。
- (3) 配分予定額の範囲内で、(1) で算出したポイントの高い事業実施主体から順に配分を行う。

なお、(2) で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

別表 配分基準表

1 低コスト・省力化生産体制確立事業

項目	取組評価基準	ポイント
労働生産性の向上 ※栽培面積を労働時間で割り戻した値が現状より増加	向上率 5%未満	2
	向上率 5%以上 10%未満	5
	向上率 10%以上 20%未満	7
	向上率 20%以上	10
面積の拡大 ※事業実施主体が取り扱う 水稻の作付面積が現状より増加	拡大率 20%未満	2
	拡大率 20%以上 40%未満	5
	拡大率 40%以上 60%未満	7
	拡大率 60%以上	10
直播栽培の導入 ※水稻作付面積のうち、直播 栽培技術の導入面積割合が 現状より増加	導入割合 2 ポイント以上	2
	導入割合 5 ポイント以上	5
	導入割合 7 ポイント以上	7
	導入割合 10 ポイント以上	10